

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成20年 6 月 5 日（木曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集あいさつ
- 日程第 5 承認第 1 号 専決処分事項の報告について（「愛西市税条例の一部を改正する条例」）
- 日程第 6 議案第24号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第25号 愛西市監査委員に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第26号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第27号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第28号 愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第29号 愛西市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第12 議案第30号 平成20年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第13 議案第31号 平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第14 議案第32号 平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第15 請願第 2 号 後期高齢者医療制度等の中止・撤回を求める請願について
- 日程第16 陳情第 6 号 市道1358号線の道路拡幅（歩道設置）の陳情について
- 日程第17 陳情第 7 号 住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立、平和な世界の実現などを求める陳情について
- 日程第18 陳情第 8 号 介護職員の人材確保の意見書採択を求める陳情について
- 日程第19 陳情第 9 号 愛西市火葬場建設計画の白紙撤回を求める陳情について
- 日程第20 推薦第 1 号 愛西市農業委員会委員の推薦について
- 日程第21 同意第 1 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 同意第 2 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第23 同意第 3 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第24 同意第 4 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 同意第 5 号 愛西市公平委員会委員の選任について
- 日程第26 同意第 6 号 愛西市教育委員会委員の任命について
- 日程第27 総合斎苑建設調査特別委員会委員の辞任許可について
- 日程第28 総合斎苑建設調査特別委員会委員の選任について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（30名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷺野 聡明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君
9番	村上 守国 君	10番	真野 和久 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	八木 一 君
13番	近藤 健一 君	14番	小沢 照子 君
15番	後藤 和巳 君	16番	堀田 清 君
17番	加藤 和之 君	18番	古江 寛昭 君
19番	大島 功 君	20番	大宮 吉満 君
21番	永井 千年 君	22番	黒田 国昭 君
23番	中村 文子 君	24番	加藤 敏彦 君
25番	加賀 博 君	26番	宮本 和子 君
27番	石崎 たか子 君	28番	佐藤 勇 君
29番	太田 芳郎 君	30番	柴田 義継 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木 忠男 君	副市長	山田 信行 君
教育長	五富利 清彦 君	会計管理者	中野 正三 君
総務部長	水谷 洋治 君	企画部長	石原 光 君
収納担当部長	水谷 正 君	教育部長	藤松 岳文 君
経済建設部長	篠田 義房 君	上下水道部長	飯田 十志博 君
市民生活・保健部長	八木 富夫 君	福祉部長	加賀 和彦 君
消防長	櫻井 義久 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊藤 忠俊	議事課長	服部 秀三
書記	田尾 武広		

午前10時00分 開会

○議長（加賀 博君）

御案内の定刻になりました。全員御出席でございますので、ただいまから平成20年6月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（加賀 博君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、26番・宮本和子議員、27番・石崎たか子議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、3月24日に議会運営委員会が開催され、日程等を御協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る3月24日に委員全員と正・副議長にも出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日6月5日から6月24日までの20日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より24日までの20日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より24日までの20日間と決定いたしました。

なお、同意第1号から同意第6号につきましては、本日議決する予定でございます。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

海部地区休日診療所組合議会議員の永井千年議員、お願いいたします。

○21番（永井千年君）

それでは、報告いたします。

去る3月27日木曜日、海部地区休日診療所において臨時議会が開かれました。これは弥富市議会の通常選挙による議員の交代に伴うもので、付議事件としては副議長の選挙、監査委員の選任について、この二つであります。

副議長については、申し合わせにより議長による指名推選で弥富市の安井光子議員が選出されました。監査委員については、弥富市の三宮十五郎議員が辞職されたため、後任に同じく弥富市選出議員の渡邊昶議員が提案され、原案のとおり同意されました。

以上、報告といたします。

○議長（加賀 博君）

次に、海部地区環境事務組合議会議員の加藤敏彦議員、お願いいたします。

○24番（加藤敏彦君）

海部地区環境事務組合議会の報告をいたします。

3月27日に、新開センターにおきまして平成20年の第1回臨時議会が行われました。

付議事件の1件目としましては、管理者の選挙についてであります。管理者として、伊藤文郎津島市長が選出されました。

議案につきましては、議案第3号として、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、続いて議案第4号：海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、この2件につきましては全員賛成で可決されました。

議案第5号、人事案件であります。副管理者の選任同意につきましては、山田信行愛西市副市長が選出されました。

議案第6号：監査委員の選任同意につきましては、加藤恒夫弥富市副市長が選出されました。

続きまして、5月30日に第2回の臨時会が八穂クリーンセンターで開催されました。この日の付議事件としましては、議長・副議長の選挙についてであります。

議長としては、愛西市の柴田義継議員が議長に選出されました。副議長には、菊池久蟹江町議が選出されました。

議案といたしましては、議案第7号：平成20年度海部地区環境事務組一般会計補正予算（第1号）について、補正額21万円ですが、この補正につきましては、職員の退職についての裁判が起こされたということで、弁護士費用として計上されました。この議案につきましては全員賛成で可決されました。

議案第8号：監査委員の選任同意につきましては、杉山良介津島市会議員が監査委員に選出されました。以上であります。

○議長（加賀 博君）

次に、海部南部水道企業団議会議員の中村文子議員、お願いいたします。

### ○23番（中村文子君）

海部南部水道企業団の報告をいたします。

平成20年5月15日木曜日に海部南部水道企業団において行われました。平成20年第1回の臨時会でございます。

議長選出、副議長選出を行いまして、議長には弥富市の三宮十五郎さんが選ばれました。副議長には飛島村の服部康夫さんが選出されました。

同意第1号に関しては監査委員の選任についてでございますが、弥富市選出議員の中山金一さんが選任されました。以上でございます。

### ○議長（加賀 博君）

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成20年2月から平成20年4月までにに関する出納検査についての検査報告がありました。また、市長より、愛西市の出資等に係る法人の経営状況を説明する書類が提出されました。それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、よろしく願いいたします。

なお、去る5月28日、東京都で開催されました第84回全国市議会議長会定期総会において、柴田義継議員、太田芳郎議員、佐藤勇議員、石崎たか子議員、宮本和子議員、加藤敏彦議員及び私が議員在職10年から20年までの表彰を受けました。ここに多年にわたる功績に対し深甚なる敬意を表するとともに、今回の荣誉ある受賞を心からお喜び申し上げ、御披露を申し上げます。今回は、先回のようにセレモニーはいたしませんので、よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集あいさつ

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・市長招集あいさつを議題といたします。

市長、お願いします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

本日、ここに平成20年6月愛西市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、何かと御多用の中、全員の皆様の御参集をいただき、ありがとうございました。特に、佐藤勇議員さんにおかれましては、御退院をしていただき何よりであったなど、そんな思いをさせていただいているところであります。

東海地方も、今月2日に平年より6日早く梅雨入りしました。田植えの終わった早苗が青々と色づき始め、緑が目には優しい風景を醸し出してしてくれます。秋には、天候等にも恵まれて被害もなく豊作を念ずる次第であります。

早いもので、今年度も既に2ヵ月余りが経過をいたしました。昨年度末からこの間に、市職員による不手際や非違行為による不祥事が発生し、新聞報道がなされたことにつきましては、市民の皆様の負託を得て行政を預かる責任者として、心配やら御迷惑をおかけし、まことに申

しわけなくおわびを申し上げる次第であります。職員の綱紀肅正及び服務規律の確保につきましては、これまでも機会あるごとに注意を喚起してきておりますけれども、いま一度、職員一人ひとりが不祥事件の再発防止を期し、全体の奉仕者であることを改めて強く自覚し、勤務時間中のみならず、常に公務員としての自覚を持つとともに、組織としても今回の事件を深く認識し、職場全体で信頼の回復に取り組んでまいり所存であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます

愛西市発足後4年目に入り、懸案事項の一つでありました消防団の再編につきましては、市民の皆様の御理解と御協力により、本年4月1日に新生愛西市消防団が石河団長以下17分団385名の団員のもとで発足をしました。市民の安心・安全な暮らしを守るため、一致団結して信頼される消防団として、頼もしい姿を去る1日の消防団観閲式で披露していただきました。議員各位におかれましても御出席を賜り、認識も新たに終わることができ、厚くお礼を申し上げます。災害に強いまちづくりの一助につながることを期待しているところであります。

総合斎苑の建設事業につきましては、現在、農振除外の申請手続等を進めておりますが、市の対応について反対、あるいは批判するチラシなどが配布されていることなど御承知かと存じますし、議員各位にも公開質問なども行われており、御迷惑をおかけしております。市としましても、これまでも西保町区会を初め関係団体とも協議、説明をしながら対応してまいりましたし、今後につきましても、議会、特別委員会、検討委員会等で御審議をいただきながら、計画を円滑に推進していく考えであります。

去る5月25日に開催をされました第13回木曾三川交流レガッタ大会では、議会から2クルーが参加していただき、花を添えていただきました。この場をおかりして感謝申し上げます。

今後、議会会期中には海部地方総合防災訓練、7月には市の花であるハスの花が森川町の蓮田に咲き誇り、人々の目を楽しませてくれる「蓮見の会」、天王川公園での尾張津島天王祭り「朝まつり」、また8月には各地区の納涼祭り、並びに盆踊り、あるいは市防災訓練等を例年どおり予定しております。皆様には、それぞれ御臨席の上、御激励、御観賞並びに御参加をいただきますよう、御案内かたがたお願いを申し上げます。

今定例会に御提案を申し上げます議案は、報告1件、条例の一部改正6件、補正予算3件、人事案件6件の合計16件であります。主な提案理由について述べさせていただきます。

承認第1号：専決処分事項の報告に係る税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、改正法の施行日に関係する部分のみを専決処分させていただきました。よって、地方自治法の規定に基づき御報告をし、承認を求めるものでございます。

議案第24号：税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正が施行されたことにより、関連する条文の改正をお願いするものであります。

議案第25号：監査委員に関する条例の一部改正につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正により、健全化判断比率等についての審査手続を定めるものであります。

議案第26号：消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、対象者の明確化と補償基礎額の改正をお願いするものでございます。

議案第27号：国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正により、主に後期高齢者医療制度の創設に係る賦課項目及び軽減措置規定の追加と限度額の引き上げの改正をお願いするものであります。

議案第28号：児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、現在指定管理を行っております児童館に加えて、本年度設置を予定します児童館についても指定管理を導入できるよう改正をお願いするものであります。

議案第29号：水道事業給水条例の一部改正については、料金徴収業務を円滑にするため、異なっております使用料金の納期限を統一するため改正をお願いするものであります。

議案第30号：一般会計補正予算（第1号）については、補正総額2,044万5,000円を追加し、総額195億6,544万5,000円としております。歳入の主なものは、一般財源として財政調整基金繰入金1,630万8,000円を充て、財団法人自治総合センターコミュニティ助成金250万円などの補正を行いました。歳出の主なものは、4月の人事異動及び給与調整に伴う給与並びに共済費について、特別会計も含んだ全体で1,462万8,000円、コミュニティへの備品購入助成金250万円、障害者自立支援法の改正に伴う電算システム対応委託料168万円などを補正計上いたしました。

議案第31号：国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について及び議案第32号：農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）については、4月の人事異動により職員が増員しましたので人件費を補正計上いたしました。

同意第1号から同意第4号までの固定資産評価審査委員会委員の選任については、いずれも本年6月30日で任期が満了いたしますので、第1号及び第2号については再任をお願いするものであり、第3号及び第4号は新たに選任をお願いするものであります。

同意第5号：公平委員会委員の選任については、委員の任期が本年6月30日で満了いたしますので、再任をお願いするものであります。

同意第6号：教育委員会委員の任命につきましては、御都合で委員より昨日辞職願の提出がございましたので、選任をお願いするものであります。

なお、人事案件につきましては、恐縮に存じますが、本日御審議の上、御同意を賜りたく重ねてお願い申し上げます。

以上が、本定例会に提案を申し上げます議案の主な内容でございます。細部につきましては担当部長よりを説明をさせていただきますので、各議案とも御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・承認第1号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・承認第1号：専決処分事項の報告について（「愛西市税条例の一部を改正する条例」）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、承認第1号：専決処分事項の報告について（「愛西市税条例の一部を改正する条例」）の提案及び内容の説明をさせていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、「愛西市税条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例改正について議会を招集するいとまがないため専決処分をいたしましたので、御報告し承認を求めますのでございます。

はねていただきまして、専決第1号、専決処分書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、愛西市税条例の一部を改正する条例について専決処分する。平成20年4月30日専決、市長名でございます。

それでは、承認第1号の資料に基づきまして御説明申し上げますので、おめくりをお願いいたします。

新旧対照表1ページから3ページ中段までは、項ずれによります条項の改正でございます。

3ページ中段は、附則第20条第7項、第8項を削るものとなっておりますが、これにつきましては、ベンチャー企業によります個人投資家の税制優遇措置として株式譲渡益の2分の1が廃止されます。

附則といたしまして、第1条は施行期日、施行日を公布の日からと定めております。第2条は経過措置を定めたものでございます。

以上で承認第1号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第24号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議案第24号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、議案第24号：愛西市税条例の一部改正について、提案及び内容を説明させていただきます。

愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としましては、この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に

伴いまして、改正する必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第8号：愛西市税条例の一部を改正する条例。

愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を次のように改正するというので、議案第24号の資料2に従いまして御説明を申し上げますので、そちらをごらんいただきたいと存じます。

一部改正の概要を、1ページ並びに2ページが内容が改定されたことによります説明でございまして、これを条文ごとにまとめさせていただきました。また、3ページから5ページにつきましては、改正項目の字句の訂正とか削除、見出しの訂正を一覧にまとめさせていただきました。その中で、1ページをお願いいたします。

第23条は市民税の納税義務者をうたっております。内容といたしましては条文の整備でございまして、改正では、法人でない社団または財団で収益事業を行うものについては均等割を非課税とすると。ちなみに、法人でない社団または財団といたしましては、設立登記前の会社などでございます。適用年月日といたしましては、本年の4月1日からでございます。

第31条につきましては、均等割の税率でございます。内容といたしましては、これも条文の整備でございまして、改正では、一般社団法人及び一般財団法人について均等割を課する場合には最低税率を適用するものでございます。ちなみに一般社団法人とは愛知県の農場公社とか愛知県雇用開発協会などでございまして、また一般財団法人とは愛知県の健康づくり振興事業団とか県私学振興事業団などでございます。適用年月日といたしましては、本年12月1日からとなります。

第34条につきましては、寄附金の税額控除でございます。内容といたしましては条文の追加で、控除方式の変更とか地方公共団体に対します寄附金税制の見直しが追加されました。ちなみに、控除の方式が所得控除から税額控除となります。適用といたしましては、21年の4月1日からでございます。

第47条は、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収などをうたっております。改正の概要といたしましては、平成21年10月支給分の個人住民税に公的年金から特別徴収制度を導入するためのものでございます。ちなみに普通徴収といたしましては、年4回で納期限が設定をされておりますし、公的年金におきましては、年4回で偶数月の支払いとなっております。特別徴収の対象者といたしましては、65歳以上の年金受給者でございまして、年金の給付額が年額18万以上の方でございます。特別徴収義務者におきましては、老齢等年金給付の支払いをする期間でございます。適用といたしましては、21年の4月1日からでございます。

はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

附則第7条の3につきましては、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除でございます。税源移譲によりまして所得税が減少することによって、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなって、所得税から控除し切れなくなる場合が生じ、平成11年から18年までに入居された方に限りまして、今まで所得税から控除されていた分について、申告をしていただくことによって20年分以降の住民税の所得からも控除する措置が設けられました。適用日といたしまし

ては、公布の日からでございます。

附則第10条の2につきましては、新築住宅等に対します固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございまして、追加となりました内容としましては、住宅の省エネ化を促進するために、既存住宅におきまして一定の省エネ工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税の税額から3分の1減額する改正でございます。ちなみに対象となります工事に おきましては、窓の改修、またはあわせて行います床、天井、壁の断熱工事などで、省エネ基準に適合をしていることが前提でございます。工事費といたしましては30万円以上で、改修工事の対象物件といたしましては、本年1月1日現在に存在をいたします賃貸住宅を除く住宅でございます。適用日といたしましては、本年の4月1日からでございます。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例でございます。現行の軽減税率の特例が本年の12月31日で廃止となりまして、本則に戻ります。ただし、配当の合計金額が100万円以下の場合については、20、21年の2年間で延長となります。上場株式等の配当所得の申告は、従来、総合課税で行ってございましたけれども、改正では申告の分離課税が選択できることとなります。また、税率におきましては、原則20%が、特例措置といたしまして100万円以下の場合には10%の軽減税率が適用となります。適用日といたしましては、21年の4月1日からでございます。

附則第19条の6につきましては、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の関係でございます。今回の改正によりまして、前年分前3年以内の各年に生じました上場株式等の譲渡損失と上場株式の配当所得との損益通算ができます。適用日といたしましては、22年の4月1日からでございます。

附則第21条につきましては、民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告でございまして、ちなみに民法第34条の法人といたしましては社団法人と財団法人です。現在の社団法人、財団法人制度を廃止して、新たに届け出だけで設立ができます一般社団法人、一般財団法人と、公益性が認識された公益社団法人、公益財団法人がありまして、公益法人等の新たな仕組みとして設立ができることとなりました。現在の公益法人といたしましては、5年間の移行期間がございます。特定民法法人として、現在の公益法人と同じ扱いとなるわけでございます。適用日は、21年の4月1日からでございます。

続きまして、3ページから5ページにつきましては、改正項目の字句の訂正、削除、また見出しの訂正でございますので、説明を割愛させていただきますので、何分御了承を願いたいと存じます。

以上で、議案第24号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第25号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第25号：愛西市監査委員に関する条例の一部改正についてを議題とい

たします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

議案第25号：愛西市監査委員に関する条例の一部改正について、提案及び内容を説明させていただきます。

愛西市監査委員に関する条例（平成17年愛西市条例第23号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部の施行に伴いまして、健全化判断比率等の審査の手続を定める必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第9号：愛西市監査委員に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市監査委員に関する条例（平成17年愛西市条例第23号）の一部を次のように改正するということで、これにつきまして、議案第25号の資料をごらんいただきたいと存じます。

改正前第8号におきましては「決算、証書類等の審査」となっておりますが、今回、「決算等の審査」に改正するものでございます。内容といたしましては、地方公共団体の財政の健全化法に定めます諸比率等を審査に付さなければならなくなりましたので、お願いをするものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行をします。以上でございます。よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第26号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第26号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（櫻井義久君）

それでは、議案第26号について御説明を申し上げます。

議案第26号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

愛西市消防団員等公務災害補償条例（平成17年愛西市条例第145号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成20年6月5日提出、市長名でございます。

なお、今回の提案理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正がなされたのに伴いまして、改正する必要があるからでございます。

政令の改正の内容でございますが、国家公務員の一般職の給与に関する法律の一部改正によりまして、配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の月額が6,000円から6,500円に引き上げられたことに対応して、愛西市消防団員等公務災害補償条例の補償基礎額について定めた第5条第

3 項中、配偶者以外の扶養親族に係る加算額について引き上げるものでございます。

改正の内容につきましては、議案第26号の資料により御説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、新旧対照表の改正前の欄、上から5行目でございますが、消防作業従事者等について、この「等」につきましては、対象者の明確化と文言の整理を行うものであります。また下から9行目の中ほど部分からでございますが、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については、1人につき200円を217円に規定するものでございます。よって、改正前の下から8行目の一番右側、「非常勤消防団員等に扶養親族でない第1号に掲げる者がある場合にあってはそのうち1人については217円、」、この部分を削るものでございます。

なお、この施行期日につきましては公布の日から、適用につきましては平成20年4月1日からということをお願いするものでございます。

また、経過措置に該当する事案は現在ございませんので、申し添えさせていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第9・議案第27号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第27号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、議案第27号をお願いいたします。愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、このたびの地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第11号：愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を次のように改正するものでございます。

改正内容につきましては、別添の新旧対照表にて御説明をさせていただきたいと思っております。

なお、このたびは新旧対照表と同じ議案第27号の資料1、資料2と2種類に分けて提出をさせていただいておりますが、資料2の方につきましては御参考させていただきたいと思っております。

それでは、愛西市国民健康保険税条例の一部改正、新旧対照表に基づき御説明をさせていただきます。

まず最初に第2条でございます。課税額でございます。今回、後期高齢者支援金の追加をす

るものでございます。この後期高齢者医療制度の創設によりまず課税区分に、このたび支援金部分を追加いたします。今まで区分といたしましては、医療分と介護分であったわけでございます。これを医療分、支援金分、介護分と3種類に分け、税率は変更をせず、今までの医療分であったものを医療分と支援金分に振り分けるものでございます。

1枚はねていただきまして2ページでございますが、2項でございます。2項につきましては、基礎課税額の限度額の改正でございます。

次に3項でございますが、このたび新たに設けられた後期高齢者支援金等課税額の限度額を12万円と定めるものでございます。ちなみに限度額の改正の全般について申し上げますと、このたび支援金の新設とあわせまして限度額については3万円の引き上げとなります。従来、医療分で限度額が「56万円」であったものを、医療分に「47万円」、支援金分に12万円といった形で振り割りをさせていただきました。ここの中で実質の3万円の引き上げと、国の改正に伴うものでございます。従来の介護分の9万円につきましては従来どおりでございます。

次に第3条でございますが、この第3条1項から第5条の2、1号までは支援金分への振りかえをすることによる変更でございます。

それではまず最初に、第3条の1項でございますが、基礎課税額の所得割率を、今まで5.5%であったものを4.5%に改正させていただくものでございます。

はねていただきまして、3ページ第4条でございます。第4条、基礎課税額の資産割額を、従来27.3%であったものを22.7%に改正させていただきます。

第5条につきましても、基礎課税額の被保険者均等割額を従来「2万2,500円」だったものを「1万8,700円」に改正するものでございます。

第5条の2につきましても、こちらの方ではまず1号において基礎課税額の世帯別平等割額を従来2万3,900円だったものを1万9,900円に改正するものでございます。

以上が支援金分への振りかえによる改正でございます。

はねていただきまして4ページでございますが、こちらの2号につきまして、特定世帯ということで、今回、医療分で9,950円の新たな5年間の軽減措置でございます。少し具体的に申し上げますと、国民健康保険から後期高齢者へ移行された方で国保の単身世帯となった方等が該当になりまして、5年間世帯平等割を半額に、特定世帯の軽減措置を行うものでございます。

次に第6条でございますが、第6条から第7条の3、1号までにつきましても、支援金分といたしまして後期高齢者支援金等課税額の各税率の追加をするものでございまして、基礎課税額からの振りかえによるものでございます。

まず第6条でございますが、所得割額の追加ということで1%でございます。

次に、第7条資産割額の追加ということで4.6%、第7条の2といたしまして、被保険者均等割額の追加ということで3,800円でございます。

次に、第7条の3でございますが、世帯別平等割額の追加で4,000円でございます。

5ページにわたりますが、新しく設けられたものでございますが、こちらの第7条の3につきまして、まず1号におきましては特定世帯以外の一般の普通世帯ですが4,000円、そして第

2号におきまして特定世帯といたしまして、こちらも先ほどの第5条の2の2号と同様の内容での支援金分での軽減措置の対象になる方でございます。

以下、8条以降、条並びに項のずれでございますので、ページ数の10ページ、第23条までお進みをいただきたいと思います。

第23条におきましては、国民健康保険税の減額を定めたものでございます。従来の6割軽減並びに4割軽減の軽減措置を、今回の改正におきまして医療分と支援金分に振り分けた部分につきまして、それぞれ減額する額を改正及び追加をさせていただくものでございます。

続きまして、14ページへお願いをいたします。

14ページの第25条でございます。こちらも国民健康保険税の減免ということでございますが、今回、新たに3号で減免規定の追加がなされております。2年間の追加規定でございます。こちらにつきましては、参考に申し上げますと、従来、社会保険の本人であった方が後期高齢へ移行されていきます。そうすると、社会保険の被扶養者だった方が国保の方に加入してみえます場合、応能割を課税しなくて応益割を半額とするといった後期高齢者医療制度と同様の軽減策がこちらの方でとられておるわけでございます。

以下、第26条以降におきましては条ずれ、並びに条文の整理等でございますので、そのよう  
にお願いをいたします。

それでは、条例の方にお戻りをいただきたいと思います。

条例の附則でございますが、施行期日を定めておりまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は平成20年の4月1日からの適用でございます。

適用区分といたしまして、2. 改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるということでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第28号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第28号：愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、議案第28号について御説明申し上げます。

議案第28号：愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第96号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、施設の設置目的を達成するために、指定管理者制度を導入する

必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第12号：愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第96号）の一部を次のように改正する。

内容につきましては、資料をごらんいただきたいと思います。

はねていただきまして、新旧対照表をつけさせていただいておりますが、まず第1条でございます。趣旨のところでございますが、「。以下「法」という。」をつけ加えておるものでございますが、改正をお願いする第5条で、再度引用する必要が生じたことにより加えさせていただくものでございます。

第5条でございますが、改正前につきましては、勝幡児童館及び草平児童館について指定管理を行わせることができる条例でありましたが、本年建設する児童館につきましても指定管理を導入できるよう改正をお願いするものでございます。なお、子育て支援センターの設置及び管理に関する条例につきましては、既にそういうふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

戻っていただきまして附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。よろしく願いいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第11・議案第29号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・議案第29号：愛西市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（飯田十志博君）

それでは、議案第29号：愛西市水道事業給水条例の一部改正について説明させていただきます。

愛西市水道事業給水条例（平成17年愛西市条例第141号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としまして、この案を提出するのは、上水道運営業務を円滑にするため改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきます。

愛西市条例第13号：愛西市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

内容につきましては、資料の方をごらんいただきたいと思います。

新旧対照表でございます。現在、佐織地区で納期限が異なっておりますのを一つにまとめるものでございます。そして、上水道事業の運営業務を円滑にするため、改正を今回お願いするものでございますので、よろしく願いいたします。

附則の方に戻っていただきまして、施行期日でございます。この条例は平成20年10月1日から施行する。

次に、納期限に関します経過措置でございます。改正前の使用月が9月、10月分で納期限が11月末日とあるのを、平成20年9月分につきましては10月末日をもって納期限とするものでございます。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第30号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・議案第30号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由、その内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第30号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ2,044万5,000円を追加いたしまして、補正後の総額を195億6,544万5,000円とするものでございます。

では最初に、歳入より御説明をさせていただきます。恐れ入りますが7ページ、8ページをお開きください。

歳入におきましては、各事業に係る特定財源といたしまして、県支出金におきまして163万7,000円、諸収入で250万円を追加し、また一般財源の財源調整といたしまして、財政調整基金1,630万8,000円の追加をお願いいたしまして収支の均衡を図りました。

次に、歳出の内容について順次御説明をさせていただきます。

最初に総務部長から御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、総務部門について御説明申し上げます。

今回の人事異動並びに給与調整等によりまして、人件費の補正をお願いするものでございます。

予算書の一番最後の23ページ、給与費明細書によりまして説明をさせていただきますので、一番裏側をごらんいただきたいと存じます。

2款総務費、3款民生費、4款衛生費、6款農林水産業費、8款土木費、10款教育費の六つの款の人件費をそれぞれ補正させていただきました。補正後の職員数でございますけれども、500人で、当初より5人の減少となっております。これにつきましては、4月の人事異動によりまして、一般会計から国民健康保険特別会計へ3人、農業集落排水事業等へ1人異動したことによりまして、また当初予算編成後に1人の退職がございましたので5人が減員となっております。

各款におきましては、給料、職員手当及び共済費等で増減が生じております。減額といたし

ましては、給料で1,046万4,000円の減、職員手当で440万円の減、そして共済費で343万2,000円の増、合わせまして1,143万2,000円の人件費の減額補正をお願いするものでございます。なお、共済費につきましては、市が負担する事業主負担率の関係が9月から変更となりますので、その所要額でございます。

次に13ページ、14ページでございますが、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金ということで1,656万2,000円と、17ページ、18ページにつきましては6款農業水産業費の1項農業費、9目農業集落排水費で、農業集落排水事業等特別会計繰出金ということで949万8,000円、それぞれ補正計上をさせていただいております。

各特別会計補正予算につきましては、そちらの方で説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、再度企画部長から御説明申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

ページが前後して大変申しわけございませんけれども、歳出の9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

11目コミュニティ費の関係でございますが、19負担金、補助及び交付金におきまして、財団法人自治総合センターコミュニティ助成金といたしまして250万円計上をさせていただきました。この内容につきましては、草平地区コミュニティ推進協議会への備品購入に対する助成金でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、福祉部長より説明を申し上げます。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、13ページ、14ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の13節委託料でございます。168万円、システム保守委託料ということで計上させていただいております。この件につきましては、7月以降、自立支援法によりますサービス利用者の負担金につきまして軽減措置が図られましたので、負担額の計算などを行いますシステムの改修をお願いするものでございます。

続いて、経済建設部長より説明させていただきます。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、経済建設部の所管に係るものについて御説明をさせていただきますので、17ページ、18ページをお開きください。

6款の1項農業費、3目農業振興費のうちの19節の負担金、補助及び交付金におきまして、地域農業振興事業のうちの省エネルギー化推進産地整備事業補助金といたしまして158万7,000円追加をお願いしてございます。これはJAあいち海部農協が事業主体となりまして、原油価格高騰に耐え得る生産体制を整備するために、省エネルギー設備の設置により原油価格高騰に対する支援を行っていくというものでございます。これに伴う県補助金の同額追加もお願いをしておりますので、よろしくお願いをいたします。俗に言うトンネル補助でございます。

次は、教育部長より御説明を申し上げます。

○教育部長（藤松岳文君）

それでは失礼をいたします。教育部関係でございます。

次の19、20ページをお開きいただきたいと思います。

款10教育費、項2の小学校費、目1学校管理費、節19の負担金、補助及び交付金でございますが、県より佐屋小学校が理科支援員等配置事業、勝幡小学校が愛知県生徒指導推進事業「絆づくり」の指定を受けたことに伴いまして、補助金89万円を計上いたしております。これに対する歳入といたしましては、県委託金で89万円を計上いたしております。

続きましてその下でございますが、項3の中学校費、目1の学校管理費、節19の負担金、補助及び交付金におきまして、当初予算において中学校の職場体験事業である「あいち・出会いと体験の道場推進事業」の補助金84万円を計上しておりましたが、文部科学省から同じ事業内容である「キャリア・スタート・ウィーク推進事業」の指定を受けたことに伴いまして、歳入歳出それぞれ84万円全額を減額いたしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第31号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第13・議案第31号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、議案第31号をお願いいたします。

平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出補正予算の補正でございます。事業勘定におきまして、歳入歳出それぞれ1,656万2,000円を追加いたしまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ71億9,260万2,000円とするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、歳入の方から御説明をさせていただきますので、7ページ、8ページをお願い申し上げます。

今回、この補正につきましては人件費の補正でございます。当初予算で5人で計上をさせていただいておりました。人事異動等によります3人の増員になりました。それで、内訳といたしましては、このうちの2人につきましては保健師でございます。今回、この20年度から始まります保険者による特定健康診査並びに保健指導等に当たります。そして、財源につきましては一般会計からの繰入金でもって充てさせていただきます。

次に9ページ、10ページのところで、ただいま申し上げました1,656万2,000円をそれぞれ節の給料、職員手当等、共済費、19節の負担金でお願いをいたしております。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第32号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第14・議案第32号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯田十志博君）

それでは、ただいま提出されております議案第32号について御説明申し上げます。

平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）。

平成20年度愛西市の農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ949万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,886万8,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日提出、市長名でございます。

この補正予算につきましては、4月の人事異動に伴います人件費でございます。

9ページ、10ページの歳出の方をごらんください。

職員の給料、職員手当、共済費、負担金など、総額で949万8,000円を計上させていただいております。

なお、歳入につきましては一般会計からの繰入金を充てておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

ここで10分間の休憩をとりたいと思います。再開は11時15分からお願いいたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（加賀 博君）

会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・請願第2号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第15・請願第2号：後期高齢者医療制度等の中止・撤回を求める請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明を願いたいと思います。

○10番（真野和久君）

それでは、後期高齢者医療制度等の中止・撤回を求める請願書、読んで紹介に返させていただきます。2008年5月26日提出です。

愛西市議会議長 加賀博殿、請願団体は、さや年金者組合、住所、愛西市佐屋町新田16-2、

代表者・塩月幸男さん、請願団体、さおり年金者組合、住所、愛西市町方町北前60-2、代表者・中井弘二さんです。紹介議員は宮本和子、真野和久、永井千年、加藤敏彦の4名です。

請願趣旨。

政府は、75歳以上を対象に後期高齢者医療制度を実施しました。同制度は、①これまで保険料負担のなかった扶養家族を含めて、75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収する、②月額1万5,000円以上の年金受給者は年金から保険料を天引きする、③保険料滞納者は保険証を取り上げ、窓口で医療費全額を負担させる、④75歳以上を対象にした別建ての診療報酬（医療保険から支払われる医療費）を設定し、高齢者に差別医療を強いるものです。さらに、65歳から74歳の国保料を年金から天引きし、70歳から74歳の窓口負担を1割から2割へ引き上げ、負担を押しつけようとしています。

「保険証が届かない」「こんなに保険料がアップしては生活が成り立たない」「年寄り早く死ねというのか」など、後期高齢者医療制度の実施に伴い高齢者の不満・怒りは頂点に達しています。年齢のみで差別するような医療制度は世界に例を見ません。後期高齢者医療制度は高齢者に早く死ねと言わんばかりのうば捨て制度であり、憲法に保障された生存権も、基本的人権、人としての尊厳をも踏みにじるものです。

つきましては、後期高齢者医療制度の中止・撤回等、国に対し下記事項の意見書の提出を求め請願します。

請願項目。

1. 後期高齢者医療制度は、中止・撤回すること。
2. 70歳から74歳の窓口負担の2割への引き上げをやめること。
3. 医療費に使う国の予算をふやして、高齢者、国民が安心して医療を受けられるようにすること。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・陳情第6号から日程第19・陳情第9号まで（提案説明）

○議長（加賀 博君）

ここでお諮りいたします。日程第16・陳情第6号：市道1358号線の道路拡幅（歩道設置）の陳情について、日程第17・陳情第7号：住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立、平和な世界の実現などを求める陳情について、日程第18・陳情第8号：介護職員の人材確保の意見書採択を求める陳情について、日程第19・陳情第9号：愛西市火葬場建設計画の白紙撤回を求める陳情については、会議規則第36条第3項の規定によって提案説明は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・推薦第1号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第20・推薦第1号：愛西市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○議会事務局長（伊藤忠俊君）

それでは、愛西市農業委員会委員の推薦につきまして御説明いたします。

愛西市農業委員会委員の議会推薦の委員につきましては、現在、堀田清議員、大鹿一夫氏、祖父江ㄱ氏、中島義雄氏の4名に御活躍をいただいているところでございますが、任期満了日が平成20年7月19日となっております。このため、今回推薦をお願いするものでございます。任期につきましては3年でございます。

以上よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・同意第1号から日程第24・同意第4号まで（提案説明・質疑・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第21・同意第1号から日程第24・同意第4号までの愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

それでは、よろしくお願ひいたします。

同意第1号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

愛西市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。本日、市長提出でございます。

記といたしまして、住所、愛西市勝幡町下市場2426番地5、氏名、恒川篤、昭和23年5月3日生まれ。

提案理由といたしまして、任期が平成20年6月30日で満了するのに伴い、選任する必要があるからでございます。履歴書も添付をさせていただきました。

同意第2号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

愛西市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。本日提出、市長名で、記といたしまして、住所、愛西市元赤目町川並340番地1、氏名、佐藤博一、昭和25年6月23日生まれ。

提案理由といたしまして、任期が平成20年6月30日で満了するのに伴いお願ひするものでございます。あわせて履歴書も添付をさせていただきました。

同意第3号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

愛西市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。本日、市長提出で、記といたしまして、住所、愛西市内佐屋町河原180番地、氏名、河村豪、昭和18年2月1日生まれ。

提案理由といたしましては、加藤一郎委員が平成20年6月30日に任期満了となるため、選任をお願いするものでございます。あわせて履歴書も添付をさせていただきました。

同意第4号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

愛西市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。本日提出、市長名。

記といたしまして、住所、愛西市立田町船頭平100番地2、氏名、服部康仁、昭和25年7月5日生まれ。

提案理由といたしまして、西村幸雄委員が平成20年6月30日に任期満了となるため、選任をお願いするものでございます。あわせて履歴書を添付させていただきました。よろしく願いを申し上げます。

○議長（加賀 博君）

次に、同意第1号から同意第4号については同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

○21番（永井千年君）

新任で今度名前が上がってきています河村豪さんと服部康仁さんについては、この固定資産評価審査委員会の委員としてふさわしい能力についての判断は、経歴からはなかなか読み取れないんですけど、どのようなことで今回名前が上がってきているのか、もう少し説明していただけないでしょうか。

○総務部長（水谷洋治君）

お答えをさせていただきます。

2名の方を新たに後任としてお願いするわけでございますが、今回このような方を出させていただいたというのは、固定資産の審査委員の選任方法の中に三つの要件がございまして、一つ目は市町村の住民であること、また納税義務者であることということと、あと固定資産の評価について学識経験を有するという三つの中で二つは該当いたしまして、河村さんにおきましては、学校を卒業以後、長年愛知県職員として勤務されました。また、退職後においては地区の総代としても御活躍をいただき、地域からの信頼もあり、識見も高く、判断をさせていただいたわけでございます。

また、服部さんにおきましては、学校を卒業以後、日本専売公社、今のJTでございますけれども、そこでお勤めになり、最終も管理職でおやめになられたということもあって、また識見も高いと判断し、今回の選任の同意をお願いしたわけでございます。よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第1号から同意第4号につきましては人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第1号から同意第4号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第1号から同意第4号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

同意第1号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第2号を採決いたします。

同意第2号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号を採決いたします。

同意第3号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号を採決いたします。

同意第4号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・同意第5号（提案説明・質疑・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第25・同意第5号：愛西市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

同意第5号、お願いをいたします。

愛西市公平委員会委員の選任について。

愛西市公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。本日提出、市長名で、記といたしまして、住所、愛西市西川端町広口29番地、氏名、川口巧、昭和8年11月12日生まれ。

提案理由といたしまして、任期が平成20年6月30日で満了するのに伴い、お願いする必要があるからであります。

履歴書を添付させていただきました。よろしくお願ひいたします。

**○議長（加賀 博君）**

次に、同意第5号の質疑を行います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第5号につきましては人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第5号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第5号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第5号を採決いたします。

同意第5号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・同意第6号（提案説明・質疑・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第26・同意第6号：愛西市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

それでは、同意第6号をお願いいたします。

愛西市教育委員会委員の任命について。

愛西市教育委員会委員に下記の者を選任したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでござい

ます。本日提出、市長名。

記といたしまして、住所、愛西市山路町西郷付26番地、氏名、平野英治、昭和33年7月5日生まれ。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、石原豊昌委員が平成20年6月4日辞任に伴い、任命する必要があるからでございます。

履歴書の方も添付をさせていただきました。一番下段の履歴書の記載でございますが、農業委員につきましては教育委員と兼職は禁止となっております。そうしたことから、農業委員の任期が本年7月19日となっているわけございまして、7月20日付で委員をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、同意第6号の質疑を行います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

○21番（永井千年君）

手続のことについて、今、7月20日からというふうに言われましたけれども、きょうから7月19日までは欠員のままいくということなんでしょうか。それが1点と、それから新しく教育委員に任命するに当たって、ここで書かれている地方教育行政の組織及び運営に関する法律などから見ても、教育に対する高い識見と同時に高い中立性、政党・政派に所属していないことなどを含めて中立性が求められると思いますが、それらについてはこの選任の過程でよく確認、調査はされた上での提案なんでしょうか、御説明いただきたいと思えます。

○教育部長（藤松岳文君）

それでは失礼をいたします。

先ほどの初めの御質問でございますが、本日から欠員となるわけでございますが、この件につきましては県の教育委員会の御指導もいただきながら、適正に対応してまいりたいと考えております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が平成19年6月27日に公布されました。この改正によりまして、保護者代表を教育委員に選任することとなりました。履歴書の中にもございますように、海部郡小学校PTA連絡協議会会長を初めとして、父兄代表としての資質等を勘案いたしまして、石原委員の次に保護者代表でお願いをするものでございます。よろしくお願いをいたします。

○21番（永井千年君）

県の指導を受けながら適正にやっていきたいと言われている意味がさっぱりわかりませんが、どういう意味でしょうか。わかるように説明してください。

○教育部長（藤松岳文君）

市長が先ほど提案で申し上げましたとおり、7月20日から選任をしてお願いしてまいりたいということでございます。その間、空白となるわけでございますが、選任事項でございますので、よろしく御理解がいただきたいということでございます。

○24番（加藤敏彦君）

前任の石原委員ですけれども、6月30日任期満了が6月4日辞任ということで、約2週間任期を残して突然の辞任のように思いますが、何か事情があったのでしょうか。

○教育部長（藤松岳文君）

昨日でございますが、一身上の都合でということで辞任願が提出されたものでございます。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第6号につきましては人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第6号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第6号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第6号を採決いたします。

同意第6号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・総合斎苑建設調査特別委員会委員の辞任許可について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第27・総合斎苑建設調査特別委員会委員の辞任許可についてを議題といたします。

現在、私が総合斎苑建設調査特別委員会委員になっておりますが、議長職に専念したいので、委員を辞任したいと思います。

お諮りいたします。委員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員の辞任を許可することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・総合斎苑建設調査特別委員会委員の選任について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第28・総合斎苑建設調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。
委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

総合斎苑建設調査特別委員会委員に村上守国議員を指名したいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり選任することに決定いたしました。

副委員長の私が辞任いたしましたので、総合斎苑建設調査特別委員会を開催し、副委員長を互選するため、ここで暫時休憩といたします。

午前11時40分 休憩

午前11時43分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

委員会条例第9条第2項の規定による総合斎苑建設調査特別委員会の副委員長互選結果を議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（伊藤忠俊君）

それでは御報告させていただきます。

総合斎苑建設調査特別委員会副委員長さんには、村上守国議員でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

以上が総合斎苑建設調査特別委員会副委員長互選結果であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月11日午前10時より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時44分 散会

